

経済産業省

20160610商局第2号
平成28年6月14日

株式会社ノーリツ
代表取締役社長 國井 総一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガス設備工事の工事請負事業者に対する管理徹底について（嚴重注意）

平成23年1月から平成28年2月までの間に、貴社が工事請負事業者に対して発注した液化石油ガスの消費設備の取付工事のうち、工事請負事業者（131事業所）が特定液化石油ガス設備工事の事業に必要な届出を行っていなかったことや、933件（平成28年6月13日時点。調査中を含む。）について、液化石油ガス設備工事に必要な資格（液化石油ガス設備士）を有していない者が当該設備工事を行ったことなどが、今般、貴社からの報告により明らかになりました。

本件は、工事請負事業者が液化石油ガス設備工事に必要な届出や資格の内容を正しく認識していなかったことなどが原因ですが、貴社が工事請負事業者の資格等の保有状況等を適切に把握・管理していなかったことなども原因であり、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であると考えられます。

これを踏まえ、経済産業省は、貴社に対し、工事請負事業者に対して以下の事項を確認するなど、管理徹底をするよう嚴重に注意するとともに、平成28年7月13日（以下「報告期限」という。）までに、本事案に係る詳細報告及び原因究明並びに再発防止策について経済産業省に報告することを求めます。また、再発防止策の実施状況についても、報告期限から1年間、四半期ごとに経済産業省に対して報告することを求めます。

記

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の10に規定する「特定液化石油ガス設備工事」を発注する際には、工事請負事業者が、同条に規定する「特定液化石油ガス設備工事業」の届出を行っていること、又は当該事業の開始の日から30日以内に届出を行う準備を行っていることを確認すること。

また、法第38条の7に規定する「液化石油ガス設備工事」の作業を発注する際には、工事請負事業者が作業に従事させようとする者が、「液化石油ガス設備士」の資格を有することを確認すること。

さらに、工事が完了した後も、「液化石油ガス設備士」の資格を有する者が当該工事を行ったかどうかなどを、工事請負事業者に対して確認し、施工状況を適切に把握・管理すること。